

消防防災ヘリコプターの通信用周波数

1 消防防災ヘリコプターの運航管理用周波数の県別割当表（AM波：航空波）

| 周波数【MHz】 | 都道府県又は政令指定都市 |
|----------|---|
| 129.750 | 札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、京都市、神戸市、静岡市 |
| 131.150 | 東京都、仙台市、名古屋市、大阪市 |
| 131.875 | 北海道、秋田市、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、三重県、大阪府、島根県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、浜松市、岡山市 |
| 131.925 | 岩手県、山形県、栃木県、群馬県、石川県、山梨県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、佐賀県、大分県、鹿児島県、福岡市 |
| 131.975 | 青森県、宮城県、茨城県、埼玉県、新潟県、岐阜県、静岡県、京都府、和歌山県、鳥取県、山口県、香川県、高知県、熊本県、沖縄県、広島市、北九州市 |

2 航空機局相互間の通信周波数（AM波：航空波）

| 周波数【MHz】 | 使用条件 |
|--------------------|--|
| 122.6 123.45(注) | <ul style="list-style-type: none"> 航空機局相互間で飛行情報（気象状況及び航空機の相互の位置等）に関する通信を行う場合 航空機局と船舶に開設する無線局との間で航空機の航行の安全に関する通信を行う場合 (注)この周波数の使用は、航空局のVHF周波数の通信圏外となる遠隔地及び洋上を航行する場合に限る。 |

3 災害時の飛行援助用周波数（AM波：航空波）

| 周波数【MHz】 | 使用条件 |
|----------|--|
| 122.95 | 災害発生時に救援活動等を行うための臨時の離発着場周辺において、 <ul style="list-style-type: none"> 航空局と航空機局との間で飛行援助に関する通信を行う場合 航空機局相互間で救援活動等に関する連携のための通信を行う場合 それらの訓練に関する通信を行う場合 |
| 123.25 | |
| 123.45 | |
| 129.75 | |
| 130.3 | |
| 131.15 | |
| 131.8 | |
| 131.875 | |
| 131.925 | |
| 131.975 | |
| 135.85 | |
| 135.95 | |

4 ヘリテレ電送システム周波数

| CH | 主運用周波数 | | 都道府県等 |
|----|-----------|-----------|--|
| | 画像電送【GHz】 | 音声連絡【MHz】 | |
| A | 14.8 | 382.925 | 岩手県、茨城県、新潟県、石川県、山梨県、三重県、京都府、鳥取県、広島県、徳島県、長崎県、鹿児島県、札幌市、横浜市、北九州市、名古屋市 |
| B | 14.82 | 383.65 | 北海道、宮城県、栃木県、東京都、福井県、長野県、愛知県、大阪府、島根県、香川県、福岡県、宮崎県 |
| C | 14.84 | 398.925 | 秋田県、福島県、埼玉県、富山県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、山口県、高知県、佐賀県、大分県、沖縄県、川崎市 |
| D | 14.86 | 399.65 | 青森県、山形県、群馬県、千葉県、神奈川県、岐阜県、兵庫県、奈良県、愛媛県、熊本県、福岡市 |

(注) この表にない政令指定都市及び市町村等は、原則として、当該政令指定都市又は市町村等の属する都道府県に割り当てられる周波数が主運用波として指定される。